

○アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の賦課徴収に関する事務の取扱いについて

昭和34年3月24日

34税第262号

総務部長

標記事務の取扱いを次のとおり改めたからその取扱いにいかんのないようにされたい。

記

1 申告(報告)書の様式

- (1) 新規、移転、変更及び抹消登録に係る申告(報告)書は、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第16号の43様式にかかわらず、新規登録の場合にあつては自動車税(環境性能割・種別割)申告(報告)書(様式1)を、移転又は変更登録の場合にあつては自動車税種別割・移転申告(報告)書(様式2)を、抹消登録の場合にあつては自動車税種別割抹消申告(報告)書(様式3)をそれぞれ用いる。
- (2) 定期課税分について、自動車税管理事務所の職員が憲兵隊に出張して徴収するとき又は納税者から納付の申出があつたときは、自動車税種別割申告書(様式4)を用いる。

2 抹消申告(報告)の取扱い

自動車税種別割抹消申告(報告)書の提出があつたときは、抹消の事実を証する書面を提示させるとともに、納税済みの自動車税種別割証紙を提出させ、抹消登録の日及び過納の有無を確認する。

3 証紙の交付等

- (1) 自動車税の種別割を徴収したときは、自動車税種別割証紙(アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の特例に関する条例(昭和27年神奈川県条例第38号)第1号様式)、自動車税種別割証紙原符(様式4の2)及び自動車税種別割証紙連絡票(様式4の3)を作成し、自動車税種別割証紙を交付する。この場合において、自動車税種別割証紙及び自動車税種別割証紙原符をオンライン端末機(電子計算組織における税務電算処理システムに接続する端末機をいう。以下同じ。)により作成したときは、自動車税種別割証紙連絡票の作成は要しない。
- (2) 自動車税種別割証紙連絡票は、回付先を自動車税管理事務所として作成した収納内訳処理伝票(神奈川県税取扱要領について(昭和45. 12. 15 45税第255号)の通達(以下「要領」という。)第176号様式)を添えて、これと送付書(要領第177号様式)を添えて、集中店(電子計算組織等により公金収納事務の集中事務処理を総括する指定金融機関の店舗をいう。)へ送付する。
- (3) 出納員は、自動車税種別割証紙について、自動車税種別割証紙受払簿(米軍証紙徴収用)(様式5)によつて、その受払いを明確にし、残数を厳重に保管しておかなければならない。
- (4) 自動車税種別割証紙原符は、自動車税種別割証紙を交付した事務所において保管し、

自動車税種別割証紙連絡票は、自動車税管理事務所において保管する。

4 調定

自動車税管理事務所長は、自動車税(環境性能割・種別割)申告(報告)書若しくは自動車税種別割申告書の提出があり自動車税の種別割を徴収したとき、又は2、6(3)若しくは8に掲げる事由により自動車税の種別割税額を減じたときは、オンライン端末機から出力される自動車税種別割調定決裁書(米軍証紙徴収用)(様式6)により調定を行う。

5 納税証明書の交付

県税事務所長及び自動車税管理事務所長は、納税証明書の交付請求があつたときは、納税済みの自動車税種別割証紙及びオンライン端末機等によつて現に自動車税の種別割の滞納がないことを確認の上、遅滞なく納税証明書を交付する。

6 還付事務

(1) 自動車税管理事務所横浜駐在事務所主幹、川崎駐在事務所主幹、相模駐在事務所主幹及び湘南駐在事務所主幹(以下「駐在事務所主幹」という。)は、2又は8に掲げる事由により過納が生じるときは、次の措置を講ずる。

ア 支払通知一覧表(正)(要領第230号様式の4)については、あらかじめ出納員公印の押印(神奈川県行政文書管理規程(平成11年神奈川県訓令第1号)第39条に規定する事前押印をいう。)を受けたものを使用する。なお、この場合の施行状況は、常に明らかにしておくこと。

イ 還付請求があつた場合は、その場で速やかに還付を行うこととし、還付伝票(還付内訳書(要領第232号様式)、支払通知書(正)(要領第234号様式)、支払通知書(副)(要領第235号様式)及び過誤納金等還付通知書兼支払案内書(一般用)(神奈川県県税条例施行規則(昭和45年神奈川県規則第43号)第39号様式))を起票する。

なお、この場合の支払区分は直払いとし、住所の記載は省略して差し支えない。

ウ 戻出何票・戻出命令票(要領第230号様式)(以下「戻出何票」という。)及び支払通知一覧表(正)(副)を作成する。また、戻出何票には提出のあつた自動車税種別割証紙を添付しておくこと。

エ 支払通知一覧表(正)(副)に支払通知書(正)及び支払通知書(副)を添えて指定金融機関に送付する。

オ 戻出何票により自動車税管理事務所長の決裁を受ける。

カ 前年度以前に納付された自動車税の種別割を還付する場合は、延滞金から繰替払いにより支出すること。

(2) 他の都道府県において本来還付すべきアメリカ合衆国軍隊の構成員等(以下「米軍構成員等」という。)に対する自動車税の種別割の還付については、当該米軍構成員等が当該自動車を携えて日本国外に移住する場合で海外渡航手続準備等のため直接当該他の都道府県に還付請求を行うことができないと認められる事由が存するときは、次により立替還付する。

ア 駐在事務所主幹は、毎月予想される立替還付の概算額(必要最小限のものとし、不足額が生じたときは追加措置をとること。)の資金前渡を受け、これにより支出すること。

イ 駐在事務所主幹は、還付請求があつた場合は直ちに還付支出すると同時に、納税済みの自動車税種別割証紙を添付した過納自動車税種別割還付請求書(様式7。納付した他の都道府県知事あてのもの)及びその写し並びに過納還付税額領収書(様式8)及びその写しを提出させること。

ウ 自動車税管理事務所長は、立替還付をしたときは、速やかにイによつて提出させた過納自動車税種別割還付請求書及び過納還付税額領収書の写しに自動車税種別割立替還付内訳書(様式9)を添付して当該他の都道府県知事に対して納入通知書(神奈川県財務規則(昭和29年神奈川県規則第5号)第31号様式。歳入科目、(款)諸収入、(項)立替収入、(目)総務費立替収入、(節)徴税費立替収入)を発行すること。

(3) 本県において本来還付すべき米軍構成員等に対する自動車税の種別割について、他の都道府県が(2)と同様の理由により立替還付を行い、その後、当該他の都道府県から本県に対して立替還付に係る請求があつたときは、遅滞なく処理する。

7 報告書

自動車税管理事務所長は、米軍構成員等の所有する自動車に係る自動車税の種別割について自動車税種別割課税状況等報告書(米軍証紙徴収用)(様式10)を毎月9日(毎年1月及び5月にあつては12日)までに税務指導課長に提出するものとする。なお、当該報告の提出期限が神奈川県の休日を定める条例(平成元年神奈川県条例第12号)第1条第1項に規定する県の休日に該当する場合は、その休日の翌日を期限とする。

8 課税保留等

課税保留及び課税除外については、要領第2章第9節の2第5の規定を準用する。

この場合は各地区憲兵隊等と連絡協調の上処理するものとする。

9 修正等の処理

オンライン端末機から連絡票データチェックリスト、消込保留データ一覧表又は消込不能データ一覧表が出力された場合には、速やかに該当する自動車税証紙連絡票を引き抜き、その原因を究明した上で、修正等の処理を行う。

附 則

(実施期日)

1 この取扱いは、昭和34年4月1日から実施する。

(関係通達の改正)

2 昭和32年3月29日、32税第237号総務部長通達「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の賦課徴収に関する事務の取扱いについて」は、廃止する。

3 昭和33年6月5日、32税第490号総務部長通達「アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有

する自動車に対する自動車税の還付事務取扱いについて」の一部を次のように改正する。

前文中「3月29日付32税第237号」を「昭和34年3月24日34税第262号」に改める。

1中「昭和32年3月29日付32税第237号第5項第2号」を「昭和34年3月24日34税第262号8(2)」に改める。

附 則(昭和43年税第372号)抄

- 1 この通達は、昭和43年12月1日から施行し、同年7月1日以後に自動車を取得した分から適用する。

附 則(昭和44年税第10号)

(施行日)

- 1 この通達は、昭和44年4月1日から施行する。

(関連通達の廃止)

- 2 次の通達を廃止する。
 - (1) 他の道府県において本来還付すべき合衆国軍隊の構成員等に対する自動車税の立替還付について(昭和30.3.22 30税第237号総務部長)
 - (2) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の還付事務取扱について(昭和32.6.5 32税第490号総務部長)
 - (3) アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する自動車に対する自動車税の還付事務の取扱について(昭和35.10.17 35税第929号総務部長、出納長)
 - (4) 道路運送車両法第14条の規定による自動車の登録換があつた場合の自動車税の課税等について(昭和36.2.16 35税第1,157号総務部長)

附 則(昭和48年税第66号)

- 1 この通達は、昭和48年7月1日から適用する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和50年税第2号)

- 1 この通達は、昭和50年4月1日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和51年税第129号)

この通達は、昭和51年10月1日から施行する。

附 則(昭和52年税第269号)

この通達は、昭和52年度分の自動車税から適用する。

附 則(昭和59年税第18号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(昭和60年税第26号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の規定に基づいて調製した用紙は、なお当分の間、所要の調整をして使用することができる。

附 則(平成2年税第271号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成5年税第27号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 この通達による改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成7年税第15号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成8年税第239号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成11年税第63号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成14年税第404号)

この通達は、平成14年4月1日から施行する。

附 則(平成14年税第84号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成16年税第514号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成16年税第335号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成17年税第430号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成18年税第490号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成18年税第253号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成19年税第27号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した様式は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成19年税第296号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(平成27年課税第32号)

- 1 この通達は、通知の日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(平成28年税指第10号)

この通達は、通知の日から施行する。

附 則(令和元年税第1206号)

- 1 この通達は、令和元年7月1日から施行する。
- 2 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

附 則(令和元年税指第152号)

- 1 この通達は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 改正後の規定中自動車税の種別割に関する部分は、施行日以後に納税義務が発生した者に課する自動車税の種別割及び令和2年度以後の年度分の自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの施行日前に納税義務が発生した者に課する自動車税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の様式に基づいて作成した用紙は、なお当分の間、必要な調整をして使用することができる。

様式1

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

	STATEMENT	OF	
	AUTOMOBILE	TAX	
	ANDAUTOMOBILE		
	ACQUISITION	TAX	

自動車税種別割・自動車税環境性能割申告(報告)書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税種別割管理事務所長 殿

License Plate Number : Yokohama Kawasaki

登録番号 Sagami Syounan

Make & Year :

車名・年式

Model & Type of Vehicle :

型式・車種

Vehicle Identification Number :

車台番号

Date of Registration :

登録年月日

Base Registration Office :

所轄基地憲兵隊

Owner's Name(Print) :

所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :

(APO)(FPO)

Signature :

署名

自動車税種別割		自動車税環境性能割	
納税義務発生年月日	・ ・	Means of Acquisition (取得先)	<input type="checkbox"/> Local Economy (国内販売業者等からの取得) <input type="checkbox"/> Transfer from Another Pref. Another U.S.F.J. Member. 他府県からの転入 他の構成員等からの取得 <input type="checkbox"/> Import(輸入)
納税年月日	・ ・		
課税期間	自・・・至・・・	Standard Assessable Price (課税標準額)	¥
税額	円		
証紙番号	第 号	The	¥
延滞日数	日		
延滞金	円		

受付者		徴収者			Amount ofAutomobile Ac-quisition Tax (税額)	
					領収証番号	第 号
					納付状況等	

様式2

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

NOTIFICATION OF TRANSFER OF AUTOMOBILE
AUTOMOBILE TAX

自動車税種別割・移転申告(報告)書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office
Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税種別割管理事務所長 殿

License Plate Number : Yokohama Kawasaki
登録番号 Sagami Syounan

Make & Year :

車名・年式

Model & Type of Vehicle :

型式・車種

Vehicle Identification Number :

車台番号

Date of Transfer :

移転年月日

Base Registration Office :

所轄基地憲兵隊

New Owner's Name(Print) :

新所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :

(APO)(FPO)

Signature :

署名

Former Owner's Name(Print) :

旧所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :

(APO)(FPO)

Signature :

署名

移転登録年月日	・	・
納税年月日	・	・
課税期間	自	・ ・ 至 ・ ・
税額		円
証紙番号	第	号
延滞日数、延滞金		日 円

様式3

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

	NOTIFICATION	OF	
	CANCELLATION	OF	
	AUTOMOBILE REGISTRATION		

AUTOMOBILE TAX

自動車税種別割抹消申告(報告)書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税種別割管理事務所長 殿

License Plate Number :

Yokohama Kawasaki

登録番号

Sagami Syounan

Make & Year :

車名・年式

Model & Type of Vehicle :

型式・車種

Vehicle Identification Number :

車台番号

Date of Cancellation :

抹消年月日

Base Registration Office :

所轄基地憲兵隊

Owner's Name(Print) :

所有者氏名

Rank or Civilian Status :

Military Address :

(APO)(FPO)

Signature :

署名

抹消登録年月日	・	・
納税年月日	・	・
課税期間	自	・ ・ 至 ・ ・
税額		円
証紙番号	第	号
還付額		円
還付年月日	・	・
延滞日数、延滞金		日 円

様式4

(用紙 日本産業規格A5横長型)

STATEMENT OF AUTOMOBILE TAX

自動車税種別割申告書

Date :

TO : Director, Automobile Tax Administration Office

Kanagawa Prefectural Government

神奈川県自動車税種別割管理事務所長 殿

License Plate Number :

Yokohama Kawasaki

登録番号

Sagami Syounan

Make :

車名

Vehicle Identification Number :

車台番号

Owner's Name(Print) :

所有者氏名

Military Address :

Signature :

署名

Tax Amount : ¥ _____

納付税額

Tax for One Year Period from April 1 to March 31.

Date of Payment :

Receipt No. :

交付年月日 _____

証紙番号 _____

様式4の2

(用紙 縦11.4センチメートル 横9.5センチメートル)

NO. _____														
自動車税種別割証紙原符														
住所														
氏名														
区 分	税目 コード	県 税 事 務 所 コ ー ド	課税年度	期・月	課税すべき年 度	米軍コー ド	車種							
						A	登録番号							
登録年月日			申告年月			税額								
空欄			車台番号下3けた			億	千	百	十	万	千	百	十	円

	課税期間	ヶ月分	年	月	日から
			年	月	日まで
交付年月日	年	月	日	神奈川県	
			月	日分合計	円 件

様式4の3

(用紙 縦11.4センチメートル 横9.5センチメートル)

	電算パン チ		県税		公									
自動車税種別割証紙連絡票														
住所														
氏名														
区分	税 目 コ ー ド	県税事務 所コード	課 税 年 度	期・月	課税すべき 年 度	米軍コー ド	車種							
1	2 3	4	5 6 7	8 9	10 11	12 A	登録番号							
							13 21							
登録年月日			申告年月			税額								
			空 欄	車台番号下3けた		億	千	百	十	万	千	百	十	円
22				28	29	30	31	32						4
27														0
		課税期間		ヶ月分		年		月		日から				
						年		月		日まで				
納税義務消滅日	. .					収入年月日		. .						

様式5

(用紙 日本産業規格A4横長型)

自動車税種別割証紙受払簿(米軍証紙徴収用)

年月日	摘要	受	払	残	主任	副主幹 又は主 査	課長	副所長	出納員	備考
・ ・		枚	枚	枚						
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										
・ ・										

- 備考 1 証紙税額欄の種類別に作成すること。
 2 毎月月計、累計を記載すること。

様式6

(用紙 縦27.9センチメートル 横36.8センチメートル)

自動車税種別割調定決裁書(米軍徴収用)

年度 定期分・随時分 年 月 日 次のとおり自動車税種別割(米軍証紙徴収分)について調定してよいか。										調定 番号	収 入 状 況 等 管 理 表
区分	税率	課税分		減額分		差引計		累計		備考	
		税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数		
普通乗用車	総排 気量 が4.5	円 19,00 0	円		円	()	円	()	円	()	

		リットル以下のもの									
		総排気量が4.5リットルを超えるもの	22,000			()	()	()			
小型乗用車			7,500			()	()	()			
普通トラック			32,000			()	()	()			
小型トラック			7,500			()	()	()			
特種用途自動車	構造及び用途が普通乗用車に準ずるもの	総排気量が4.5リットル以下のもの	19,000			()	()	()			
		総排気量が4.5リットルを超えるもの	22,000			()	()	()			
	構造及び用途		7,500			()	()	()			

	が小型乗用車に準ずるもの)))		
	構造及び用途が普通トラックに準ずるもの	32,000				(((
	構造及び用途が小型トラックに準ずるもの	7,500				(((
合計						(((
延滞金										
総計						(((

備考 ()内には、一部減額の台数を外書きで記載すること。

様式7

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

APPLICATION FOR REIMBURSEMENT OF
AUTOMOBILE TAX PAID IN EXCESS

過納自動車税種別割還付請求書

Date :

TO : Governor of Prefecture

1. I hereby apply for the reimbursement of the automobile tax paid in excess

過納自動車税種別割を還付されたく、次のとおり請求いたします。

2.	金	¥	万	千	百	拾	円
Amount of reimbursement :							
還付請求額							

a. Motor Vehicle License Plates Number :

登録番号

b. Date of payment :

納付年月日

Receipt No.

c. Amount of payment : ¥ ()

納付税額

d. Date of cancellation of registration :

登録抹消の日

e. Number of months for reimbursement : months

還付請求の月数

P.M.O. in Charge :

Name or Tax-payer(Print)

Address :

Signature :

3. Papers attached herewith : 添付書類

a. Stamp proving completion of payment of automobile tax	b. Certificate for completion of Cancellation of registration in Automobile Registration Ledger
納税済の自動車税種別割証紙貼付欄	神奈川運輸支局証印 又は自動車税種別割抹消申告(報告)書との照合印

様式8

(用紙 日本産業規格A4縦長型)

Receipt for Reimbursement of Automobile Tax Paid in Excess

過納還付税額領収書

¥ _____

金 円

For Reimbursement of Automobile Tax Paid in Excess

但し自動車税種別割過納還付金

Duly received above

右領収しました。

Signature

署名

Date _____

年 月 日
前渡金受領職員
神奈川県自動車税管理事務所 駐在事務所主幹 殿

様式9

(用紙 日本産業規格A4横長型)

自動車税種別割立替還付内訳書

納税者氏名	登録番号	本県転入年月日	年度	納付年月日	納付額	貴県に納付すべき額	差引過誤納額	摘要
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					
					

様式10

(用紙 日本産業規格A4横長型)

自動車税種別割課税状況等報告書(米軍証紙徴収用)

第 号
年 月 日

税務指導課長 殿

自動車税管理事務所長
担当者

次のとおり 年度 月分の自動車税種別割(米軍証紙徴収分)の課税状況等について報告します。

区分			前月累計 (イ)		当月賦課 (ロ)		当月減額 (ハ)		当月分計 (ロ)-(ハ) (ニ)		累計 (イ)+(ニ)		現在 台数	備考
			税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数	税額	台数		
普通乗用車	総排 気量 が 4.5 リッ トル 以下 のも の	円	()	円		円	()	円	()	円	()			
	総排 気量 が 4.5 リッ トル を超 える もの		()				()		()		()			
小型乗用車				()				()		()		()		
普通トラック				()				()		()		()		
小型トラック				()				()		()		()		
特種 用途 自動 車	構造 及び 用途 が普 通乗 用車 に準 ずる	総排気量が 4.5リット ル以下のも の		()				()		()		()		
		総排気量が 4.5リット ルを超える もの		()				()		()		()		

もの													
構造及び用途が小型乗用車に準ずるもの		()				()		()		()			
構造及び用途が普通トラックに準ずるもの		()				()		()		()			
構造及び用途が小型トラックに準ずるもの		()				()		()		()			
合計		()				()		()		()			
備考 1 ()内には、一部減額の台数を外書きで記載すること。													収入 状況 等管 理表 との 照合 者氏 名
2 現在台数の欄には、当月末日現在の台数を記載すること。													